

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

埼玉土建国保の加入者（被保険者）が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため休業した期間、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」を支給します。

●対象となる方

1. 給与の支払いを受けている埼玉土建国保の被保険者（組合員・家族）、または事業主や一人親方等の組合員
 2. 新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のため仕事に行くことができなくなった方
 3. 被用者（給与の支払いを受けている方）の場合、給与の支払いを受けられなかったか、一部減額されて支払いを受けた方
 4. 上記2の理由により、3日間連続して仕事を休み4日目以降にも休んだ日があること。
- ※濃厚接触者であっても、症状のない方は対象ではありません。また、事業主の要請により休業した場合も対象ではありません。

●支給対象日

療養のため仕事に行くことができなくなった日から起算して、連続した3日(休日含む)を待期期間として、4日目以降で療養のために仕事を休んだ日の合計日数

●支給額

【被用者の場合】

(直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計 ÷ 就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数

※給与が一部減額されて支払われている場合や、休業補償等を受けることができる場合は、支給額がされなかったり減額されたりすることがあります。

※支給額には上限があります。

【事業主や一人親方等の場合】

埼玉土建国保の既存の制度である「傷病手当金（規約第13条）」の病気区分の日額で計算し支給します。

(注) 規約第13条の「傷病手当金」は支給されません。

●支給期間

令和2年1月1日～令和3年9月30日の間で療養のために仕事に行くことができない期間
(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヵ月まで)

●申請方法

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給申請書」を国保組合ホームページからダウンロード（被用者用と事業主・一人親方等用に分かれています）し、必要事項をご記入の上、所属されている支部事務所へ提出（郵送）してください。

●支給について

審査の結果、支給する場合は支給額・振込日が記載された通知書をお送りします。
国保組合に届け出いただいている一部負担払戻金の払い戻し口座に振り込みます。
申請から支払いまでは1週間程度の予定です。

●よくある質問

Q. 仕事を休んだ日から支給の対象となるのですか？

A. まず、「仕事を休んだ日から連続3日」を数えて、4日目以降の「仕事を休んだ日」から支給対象となります。

（被用者で、会社から休業補償がされる場合は、支給がされなかったり減額されたりします）

お問い合わせは、ご所属の支部 または 埼玉土建国保組合給付課へ

電話 048-839-0071